

帯監査第9号
平成29年4月19日

請求人 ○○○○ 様

帯広市監査委員 林 伸英
帯広市監査委員 秋田 勝利
帯広市監査委員 鈴木 仁志

帯広市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成29年2月20日付提出された標記の件について、監査結果を別紙のとおり通知します。

帯広市職員措置請求にかかる監査結果

平成29年2月20日（月）に提出された帯広市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき監査した結果は次のとおりである。

第1 請求の受付

1 請求人

〇〇〇〇

2 請求の提出

平成29年2月20日

3 請求の受理

本件請求は、請求人が平成29年2月20日、請求書を帯広市監査委員事務局に持参のうえ提出した。同日收受し、同月27日（月）をもって法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

4 請求の内容（請求書原文のまま掲載）

平成28年11月2日（金）10時～12時に帯広市保健福祉センター視聴覚室で開催した「筆跡心理学講座」に関して、

(1) 対象職員の指定

障害福祉課長

(2) 対象となる行為

講師謝金5,000円（支出負担行為何決裁日：平成28年10月11日）を支出した行為が不当である。

(3) その理由

ア 請求者は40年近く前には成るが、大学で社会心理学を専攻したため、心理学及び周辺の学問領域については一定の学識がある。

イ 「筆跡心理学講座」に出席したが、講師はおよそ心理学とは無縁の「字をこう書けば他人よりお金が溜まる。」という様なことを話題にしたり、「こう書くと違和感があるかもしれないが、我慢して書いていくうちに気にならなくなる。」などと不必要なストレスを掛けるといったおよそ心理学の素養がある者が絶対に口にしないことを延々と話し続けた。

ウ 講演終了後に講師に対して「心理学をどこで履修したか。」「和文による筆跡心理学は未だ確立されていないと思うが、学会等は存在するのか。」などについて種々質問したが、いずれも不得要領で最後は逃げるように退出した。

エ なお、講師の名刺には「ほっかいどう筆跡鑑定研究所代表」との肩書があるが、Yahoo 地図検索によると「さんすくりっと筆跡診断」となっており、詳細は不明である。

(4) 求める措置

ア 講師謝金 5,000 円が不当な支出に当たることから、その返還を求めること。

イ 今後同様の事態を招かないために、①講師選定基準、②職種別・資格別謝金額基準等を定めるとともに、③講演録の作成を義務付けて当該講演内容の適否を検証できるようにすること

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

監査の対象事項は、平成 28 年 1 月 2 日（水）に帯広市保健福祉センター（以下「福祉センター」という。）で実施した「筆跡心理学ミニ講座」（以下「本件講座」という。）において、帯広市保健福祉部障害福祉課長が支出した報償費（講師謝礼）の執行が、不当な公金の支出にあたるか否かである。

2 監査対象部課

監査の対象部局は、帯広市 保健福祉部 障害福祉課である。

3 陳述及び証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づく請求人の陳述の機会は、平成 29 年 3 月 22 日（水）に設け、請求人は本件請求の趣旨を補足した。その際、新たな証拠の提出はなかった。

また、同日、監査対象部課職員の陳述の聴取を行った。その際、請求人は傍聴した。

なお、関係職員の陳述の聴取に出席した者は、障害福祉課長及び知的障害者福祉司兼身体障害者福祉司の 2 人であった。

第3 監査の結果

1 事実関係

請求書、請求人の陳述及び証拠書類、監査対象部課職員の陳述及び関係書類から、次の事実が認められる。

(1) 不当の対象となる行為の特定について

監査委員から請求人に対し、請求書では対象となる行為について「講師謝金5,000円を支出した行為が不当である。」としているが、5,000円という額が不当なのか、あるいは講師謝金という支出の行為自体が不当なのか確認し、「支出の行為自体が不当にあたる。」との回答を得た。

なお、請求人の陳述において「私の求めているのは、職員の措置・処分という訳でなくシステムの確立、それと公金の返納」という説明があったため、監査委員からは、本件監査は対象職員の障害福祉課長が行った行為、すなわち「基準がない中で講座を開いたこと、講座の内容が学問として不適当であることから、公金の支出が不当」なのかを確認し、そのとおりの回答を得た。

(2) 本件講座について

ア 開催日時及び場所

本件講座は、平成28年11月2日、午前10時から午後0時10分まで、福祉センターの視聴覚室で、平成27年度に引き続き開催したものである。

講師（前年度と同一人）とは、同日午前10時から講座を開き午後0時まで実施し、その中で30分程度の質問時間を確保すること、また、講座の内容を前年度と同じくしないことの確認がされていた。

実際は、午前10時に始まり講師の説明等は午後0時頃に終了し、質問は請求人を含め3人から受け、その時間は10分程度であった。

また、請求人からは、平成27年度と講座内容が同じとの陳述があったが、各年度の講座案内のチラシ（以下「チラシ」という。）及び事業報告書から内容は前年度と同一ではないことを確認した。

イ 開催目的及び講座・講師の選定理由

本件講座は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく「地域活動支援センターⅡ型」の事業の一つとして帯広市障害者支援センター（以下「支援センター」という。福祉センター内に設置。）で実施され、在宅の障害者を対象に「障害者が筆跡による心理学を学ぶ機会を作るとともに、障害者同士の交流を促進し、日中活動の拡大や社会参加を図る。」ことを目的としている。

請求人は、本件講座について、上記目的は知りつつも、チラシの表題からその内容について学術的・学問的な裏付けがあるものと認識していた。

なお、障害福祉課は開催目的をその都度受講者に説明はしていないとしていて、請求人と同様に学術的・学問的な講座であると認識した者は、事業実施報告書からは確認できなかった。

本件講座の実施にあたり、講師は前年の実施状況や受講者の反応を勘案して決定し、教育委員会の生涯学習指導者制度登録者、市民大学講座の講師、出前講座の講師及びその他地元で活躍されている者から選定している。

平成27年度の事業実施に向けた検討に入った当時、テレビ番組や情報誌などで筆跡心理学が取り上げられており、このことは、障害者の「交流の場の提供」「引きこもりの防止」「社会参加の促進」などにつながり、また、受講対象となる「身体障害者デイサービス事業」の参加者の意見を聴取したところ、強い関心が示されたことから実施の判断をしている。

なお、本件講座の講師は、インターネット検索により、地元情報誌やカルチャースクールなどで地元において活躍されている者として選定している。

請求人は陳述において、講師選定に関し「開示請求で書類を頂いたが、講師の経歴とか何とかいうものが付いていないし、調べた形跡もない。果たしてこの先生が、この講演をしてもらうのに適任者だろうかという判断はどこでしているのか。」と述べている。

また、監査委員が障害福祉課に提出を求めた資料である平成28年度分の支出負担行為伺（実施伺い）では、講師の実績としてカルチャースクールの写しが添付されているが、経歴確認や他の講師との比較検討を行った書面は確認できなかった。

このため、当該講座を初めて実施した平成27年度分の関係書類を確認した結果、当該書類には講師の経歴が添付されていた。

ウ 講座の案内・周知

本件講座の案内は、広報おびひろ（平成28年10月号）に掲載したほか、障害者が支援センターを利用した時にチラシを配付している。

その際、請求人に対して、内容が学術的・学問的なものである旨の職員の行為は確認されなかった。

なお、チラシの作成にあたって、講師と調整した事実は確認できなかった。

エ 講座の内容及びその指示

請求人は、講座の内容において、講師はおよそ心理学とは無縁のことを話題にし、心理学の素養がある者が絶対に口にしないことを延々と話し続けた。心理学においてストレスは必要だが、不必要なストレスを掛けるのが心理学ではないとしている。

本件講座にかかる障害福祉課からの指示は、先のとおり、平成27年度の講座内容と重ならないようにすることと、30分程度の質問時間をとることの2点であった。

一般的にこの種の講座の依頼にあたっては、職員が講座の具体的な内容について講師に指示、依頼するものではなく、本件講座の実施にあたって、そうした行為は確認できなかった。

なお、募集開始時（平成28年10月13日（木））のチラシのサブタイトルは講師との打ち合わせを経ず「～開運を招く自分の名前の書き方や筆跡から相手のことを知り、人との上手なつきあい方を学ぶ～」としていたが、講師からこれでは自分の名前、個々の筆跡鑑定をしてもらえると受け止められかねないとの指摘を受け、同月18日（火）以降は「～筆跡から人との上手な付き合い方を学ぶ～」として案内している。

この変更によって、請求人の学術的・学問的な講座の裏付けの認識への影響は確認できなかった。

オ 講演録等の作成

本件講座の講演録（講師の発言が具体的に記載されたもの）は作成されていない。ただし、講座内容の概要、受講者の感想などを記録した事業実施報告書が作成されている。

なお、平成27年度は、補聴器誘導システムの運用に伴いアンケートを実施している。回答者23人中（複数回答）、「おもしろかった16人」「もっと勉強したい11人」「つまらなかった1人」という結果もあり、平成28年度も引き続き実施する要因の一つとなっている。

カ 講師謝礼金

本件講座の講師謝礼金は、過去の実績や支援センターの他の事業の状況を勘案しているほか、市民大学講座運営要綱に規定する十勝管内在住者を参考にして、1回あたり5,000円としている。

なお、上記金額から源泉徴収所得税510円を控除した4,490円が支払われている。

また、障害福祉課において講師謝礼の額を定めた基準は確認できなかった。

2 判断

本件請求において請求人は、障害福祉課長が本件講座の講師に支出した報償費（講師謝礼）は、帯広市の講師選定などの基準がない中で講座が開催されたこと、加えてその内容が学問として不相当であるとの理由から、当該支出が不当な財務会計行為にあたり、これにより市に損害が生じているとし、障害福祉課長が講師に支出した5,000円の返還措置を求めているものであるため、本件については、前述の事実関係に基づき、次のとおり判断する。

(1) 講座の内容の不当性について

ア 講座案内の不当性の有無

請求人は、本件講座に参加するにあたり、チラシのタイトルによって、内容が学術的・学問的なものであると連想したと主張するが、職員が請求人を勧誘する際に、このことについて職員の関与は確認できなかった。

その一方で、チラシの作成にあたっては、タイトルを「筆跡心理学ミニ講座」とすべきところ「筆跡心理学講座」として案内したことや、講師との内容調整がなく、チラシと講座内容の確認が不十分といったことも認められる。

併せて、平成28年度と平成27年度の講座のチラシを比較すると、タイトルは同じでサブタイトルとその説明に若干の違いこそあれ、その内容は酷似していることも認められる。

こうした状況を踏まえると、講師との内容調整や、チラシが講座内容の実態を表現しているかなど、確認が不十分という側面はあるものの、請求人の主張に対する職員の行為は見当たらず、案内方法も前年度を参考として行ったことを鑑みると、講座案内には合理性や妥当性があると認められる。

以上のことから、講座案内については不当性がないものと判断する。

イ 講座内容の不当性（受講者のストレス、内容への職員の関与）の有無

請求人は、不必要なストレスをかける講座内容が心理学とはかけ離れたもので不当と主張するが、そもそも本件講座は「障害者が筆跡による心理学を学ぶ機会をつくること」「障害者同士の交流を促進し、日中活動の拡大や社会参加を図ること」を目的とするものである。

また、講座開催のきっかけは、前年度受講者のアンケート結果が好評であったことによるものである。

こうした状況を踏まえると、本件講座は受講者の要望に基づいて実施されたもので、事業目的に概ね沿っているということができ、かつ他の受講者から請求人と同様なストレスに関する事実も確認されていないため、受講者に不要のストレスを強いた内容とまで論じることはできない。

講座内容への職員の関与については、関係職員の陳述からも、講師に対して前年講座内容との重複回避、質問時間の確保の依頼はしたものの、講座内容について言及した事実は認めることができない。

以上のことから、講座内容に不当性はないものと判断する。

ウ 講座運営上の不当性（質問時間の確保）の有無

請求人は、講演後、講師が質問内容に答えず退出したことを不当の理由の一つに挙げているが、午前10時から午後0時頃までの約2時間の講座後に、10分間の質問時間が設定され、請求人を含め3人の受講者が質問していることから、本件講座の運営において瑕疵は見出せない。

従って、講座運営上において不当性はないものと判断する。

(2) 講師の選定、謝礼金額の基準がない中での講座開催の不当性について

請求人は、帯広市の講師選定基準がない中で講座が開催されたことは不当と主張する。

講師選定にあたって、障害福祉課は教育委員会の生涯学習指導者制度登録者、市民大学講座の講師、出前講座の講師、その他地元で活躍されている者などから候補者を探し検討しているとするが、平成27年度も含め、その過程における候補者の比較がなく、また、選考に必要となる資料の不足も認められる。

しかしながら、講座内容を前年度のアンケート結果などから決定したことは、事業の実施目的を達成する上で重要な要素であり、障害者の意向を反映し事業を実施するという観点に立つと、十分な合理性が認められる。

さらに、前年度に実施した講座を引き続き行うため、同じ講師を選定したことも妥当性が認められる。

次に、謝礼金額の決定においては、過去の実績や支援センターの他の事業の状況を勘案しているほか、市民大学講座運営要綱に規定する十勝管内在住者を参考にし、1回あたり5,000円とすることは合理性が認められ、金額も社会通念上、高額とまではいえず妥当なものである。

以上のことから、基準がない中で講座が開催されたことに、不当性はないものと判断する。

(3) 講演録未作成の不当性について

請求人は、講演内容の適否を検証するため、講演録の作成を求めているが、本件講座では、講師の発言を具体的に記載した講演録は作成されていない。

しかしながら、講座内容の概要、受講者の感想などを記録した事業実施報告書により事業の確認を行うことに、効率性や合理性が認められる。

従って、講演録を作成していないことをもって、職員の不作為とはいえ、不当性はないものと判断する。

3 結論

以上のことから、本件請求における請求人の主張については理由がないものと認め、これを棄却する。

第4 意見

監査の結果は以上であるが、特に、監査委員の意見として次のとおり申し述べる。本市では、障害者の社会参加や障害者同士の交流の促進などのため、様々な施策・事業が展開されている。

障害福祉課が実施した本件講座に関し、請求人は、そのタイトルから筆跡心理学という言葉に惹かれ、学術的・学問的な講座を期待しつつ受講され、またその内容は心理学とかけ離れたものとして職員の措置請求に至っている。

監査の結果では、監査対象課の事務執行において、事業実施や市民周知について一定の手続きは経ているものの、チラシと実際の講座内容の確認不足、講師選定に必要な資料の不足などが明らかとなった。

このため、事業の周知にあたっては、その目的や内容が受講者に正確に伝わり、また誤解を生じさせることのないように、事業の計画段階から実施に至るまで相応の配慮を講じる必要がある。

今後とも、障害者に寄り添った地域活動支援事業に取り組み、障害者の社会参加の促進に努められることを期待する。